

2019年2月6日

株式の併合に関する事後開示事項  
(会社法第182条の6第1項及び会社法施行規則第33条の10に定める事後開示書類)

東京都中央区新川一丁目28番44号  
アクリーティブ株式会社  
代表取締役社長 菅原 猛

当社は、2019年2月6日を効力発生日として、当社の普通株式の株式併合（以下「本株式併合」といいます。）を実施致しました。  
本株式併合に関する事項は以下のとおりです。

1. 本株式併合が効力を生じた日（会社法第182条の6第1項、会社法施行規則第33条の10第1号）

2019年2月6日

2. 会社法第182条の3の規定による請求に係る手続の経過（会社法第182条の6第1項、会社法施行規則第33条の10第2号）

当社の株主から当社に対し、本株式併合の効力発生日までに、会社法第182条の3の規定による請求は行われませんでした。

3. 会社法第182条の4の規定による手続の経過（会社法第182条の6第1項、会社法施行規則第33条の10第3号）

当社は、2019年1月17日付で、本株式併合に関する会社法第180条第2項各号に掲げる事項を電子公告の方法により公告致しましたが、効力発生日の前日までに、会社法第182条の4の規定による株式買取請求を行った反対株主はいませんでした。

4. 株式の併合が効力を生じた時における発行済株式の総数（会社法第182条の6第1項、会社法施行規則第33条の10第4号）

19株（うち1株は、1株に満たない端数の合計によるものです。）

5. その他株式の併合に関する重要な事項（会社法第182条の6第1項、会社法施行規則第33条の10第5号）

該当事項はありません。

以 上